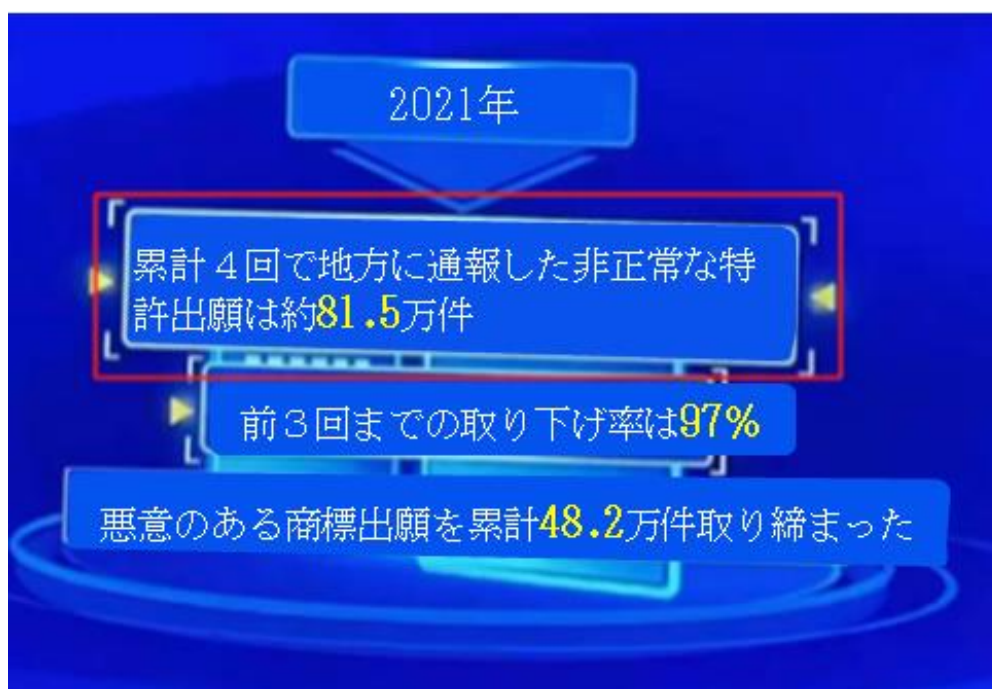


非正常な出願行為を取り締まった 2021 年には、実用新案特許の査定件数は初めて 300 万件を突破し、発明特許の査定率は約 48%であった

2021 年の 1 年間では、中国の特許代理機構は既に 3932 軒に増加している。特許弁理士資格を有する人数は 60368 人であり、そのうち、執業弁理士の人数は 27037 人である。

2021 年、国家知識産権局が地方に 4 回で通報した非正常な特許出願は 81.5 万件であり、そのうち、3 回目までの通報案件の出願取下げ率は 97%に達した。また、悪意のある商標出願を 48.2 万件取り締まった。



このような背景において、2021年の特許のマクロデータはどのように表現されるのでしょうか？2021年度の特許データがまだ発表されていないため、以下の内容は公式発表された既存データに基づいて関連データベースを結合して統計した結果となる。

1. 特許査定公告件数

2021年、3回目までの「非正常」案件の取下げ率は97%を超えているが、取下げされた数十万件は2021年の特許データにどのような影響を与えているか？

現在公開されている特許査定公告件数から見れば、発明及び実用新案特許の査定件数はそれぞれ2020年よりも30%増加している。

特許査定公告データ				
単位：万件	2019年 ¹	2020年 ¹	2021年 ²	成長率
発明特許の査定件数	45.8	58	69.2	31%
実用新案特許の査定件数	158.2	237.7	308.6	30%
意匠特許の査定件数	55.7	73.2	78	7%
説明：1は公式発表された特許査定公告データ、2はデータベースで検索したデータ、検索日は2021年12月29日。データベース：incopat				

発明特許の査定件数は過去最高となる69.2万件であった。実用新案特許の査定件数は予想外の300万件に達した。

換言すれば、2021年、非正常な出願を80万件以上洗い出したが、全体の特許査定件数は2020年よりも80万件増加し、2018年の実用新案特許の査定件数（147.9万）の2倍以上となり、ひいては、2015年の中国商標出願件数（287.6万件）を超えた。

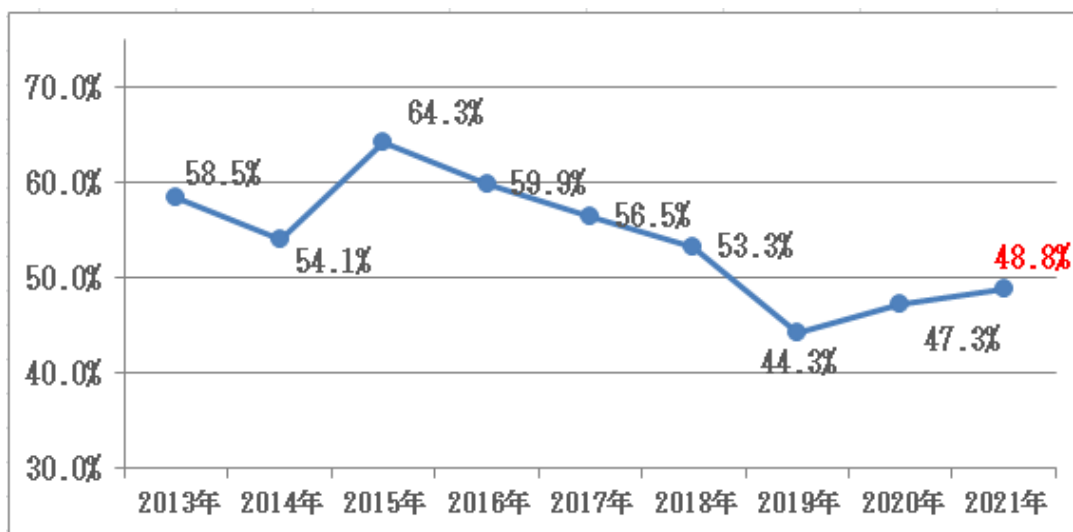
しかしながら、2022年、新たな特許法実施細則及び新たな審査指南の更新に伴い、実用新案審査に「明らかな進歩性」の審査が導入される可能性があり、このような大量特許査定状況が二度と現れないかもしれない。

2. 發明特許の査定率

發明特許出願に関しては、特許査定件数が増加するだけでなく、特許出願の取下げ件数も大幅に増加した。2021年12月29日まで、2021年度の發明特許出願取下げ件数は約35.6万件であり、2020年同期の19.2万件に比べて、85.4%増加した。一方、2021年の發明特許出願の拒絶査定件数は約36.9万件であり、大体2020年の同期に相当する。

これにより、2021年度の發明特許の審決件数は、特許査定件数+拒絶査定件数+取下げ件数=141.7万件と算出することができ、過去最高となっている。現在公開されているデータに基づいて、2021年度の發明特許の査定率（審決件数に対する特許査定件数の比）は48.8%を上回らないと予想される。これから公式発表される特許査定率は、2020年に相当し、およそ47%程度であると想定される。

審決件数に対する中国發明特許査定件数の比率



【備考】

特許査定率=特許査定件数/審決件数；

審決件数=特許査定件数+拒絶査定件数+取下げ件数；

特許査定件数=2021年上半期に審決且つ特許査定公告した件数；

拒絶査定件数、取下げ件数=既に実体審査段階に入り、かつ2021年に拒絶査定された又は取り下げられた特許出願件数。

3. 自発取下げ件数と「非正常」特許出願

上記した発明特許出願の取下げ件数において、2021年、取下げと見なされた発明特許出願は10.6万件であり、2020年の13.3万件よりわずかに減少したが、2021年自発的に取り下げられた（公表後に取り下げる）発明特許出願は25.0万件であり、2020年の自発取下げ件数（5.8万件）の4倍以上である。

2019年、2020年、2021年の三年間、発明特許出願の自発取下げ件数で、トップ15の省・市は、以下のとおりである。

単位：件数	特許出願の自発取下げデータ			
	2019年	2020年	2021年	増幅
浙江	14191	4891	49906	920%
江蘇	22910	7598	39095	415%
広東	24692	7002	33315	376%
安徽	34540	14812	32918	122%
山東	6735	3608	24676	584%
四川	11373	3078	8663	181%
福建	3175	1005	8079	704%
河南	3120	794	6833	761%
湖南	2055	1809	6394	253%
広西	8893	2132	5050	137%
上海	1338	879	3712	322%
湖北	2039	728	3330	357%
北京	2025	1352	2933	117%
江西	1197	512	2876	462%
遼寧	838	705	2831	302%

また、「自発取下げ/非正常」の理由に関しては、主に人的要素であり、技術分野と必然的な関係がなく、いくつかの出願件数の多いIPCは、その自発取下げ件数も多い。また、「非正常」の内訳について、発明特許の割合が僅かの一部であり、そのうちのほとんどは実用新案特許となるが、実用新案特許が公布されていないうちに取り下げ

られたため、それらのデータの統計が困難である。「自発取下げ/非正常」の案件に影響されているが、2021年実用新案特許の査定件数は依然として300万件を超えた。

国家知識産權局の2025年の展望:特許の審査期間を15ヶ月、一般的な商標の出願から登録までの期間を7ヶ月以内にする

The screenshot shows the official website of the China National Intellectual Property Administration (CNIPA). The header includes the CNIPA logo and name in Chinese and English, along with navigation links for 'Home', 'Institution', 'News', 'Government Affairs', 'Service', 'Data', and 'Interaction'. A search bar is present in the top right. The main content area displays a notice titled 'Notice of the State Intellectual Property Administration on Issuing the '14th Five-Year Plan' for Patent and Trademark Examination'. The notice details include: Information Name: Notice of the State Intellectual Property Administration on Issuing the '14th Five-Year Plan' for Patent and Trademark Examination; Index Number: 00001463X/2021-00932; Issuing Authority: Legal Affairs Office; Document Number: Guozhifazaxi [2021] 41; Effective Date: 2021-12-31. The notice is dated January 20, 2022.

国家知識産權局の公式サイトの1月20日のお知らせにより、国家知識産權局は、近日、『特許及び商標審査に関する「十四五」計画*』を発行した。当該計画では、「十四五」期間における特許及び商標審査の主たる予測指標が明確に規定され、即ち、2025年までに特許の審査期間及び商標の出願から登録までの期間を絶えず短縮するようにする。2025年まで、特許及び商標に対する審査期間の予測値は、下図に示すとおりである。

「十四五」期間における特許及び商標審査の主たる予測指標

指標の名称	2020年の基礎値	2025年の予測値
発明特許の審査期間 ¹	20ヶ月	15ヶ月
特許無効の審決期間 ²	6ヶ月	6ヶ月
ユーザ満足度指数 ³	85.4	85以上
審決案件の的確率 ⁴	92.2%	95%
一般的な商標の出願から登録までの期間 ⁵	8ヶ月	7ヶ月

1とは、発明特許出願の実体審査発効日から初回特許査定までの平均審査時間。

2とは、特許無効案件の発案日から審決日までの平均審理時間。

3とは、ランダムアンケート調査により、発明、実用新案、意匠、不服審判、無効宣告、受理、事務処理、PCT国際初審及び検索などの8種の審査業務に対するユーザ満足度を調査し、各業務に対する満足度データによって重み付き統計して審査品質へのユーザ満足度指数が得られる。

⁴とは、抜き取り検査された案件において、的確に審決された発明特許案件の、抜き取り検査された全体案件に対する比率。

⁵とは、一般的な商標について、商標の出願日から登録公告日まで。

指標の名称	2020年の基礎値	2025年の予測値
商標譲渡の初回審査期間	2ヶ月	1ヶ月
商標変更及び更新の初回審査期間	1ヶ月	15日
商標異議案件の審査期間	14ヶ月	10ヶ月
商標拒絶不服審判案件の審理期間	6ヶ月	5.5ヶ月
商標無効案件の審理期間	10ヶ月	10ヶ月
商標実体審査合格率	95%	97%

※「十四五」計画とは、2021年～2025年は中国国民経済及び社会発展の十四番目の「五年間計画」の期間であり、「十四五」計画は中国のこれからの五年間の社会経済発展を指導するものとなる。